

## 平成 25 年度 市政運営会議 議事概要

日 時	平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日 (水) 15:45～16:05
議 題	名義貸し屋台の取り扱いについて
出席者	高島市長、貞刈副市長、中園副市長、大野副市長、財政局長、 道路下水道局長、道路下水道局管理部長、経済観光文化局長、 経済観光文化局理事、住宅都市局長、環境局長、保健福祉局長、 博多区長、中央区長、水道事業管理者
決定事項	<p>○名義貸し（営業許可を受けた者以外の者による営業）屋台については、屋台基本条例上認められないが、一斉に処分（許可の取り消し又は不更新）した場合、実際に屋台営業を行っている営業者は生活の糧を直ちに失うことになるため、生活再建に必要な期間を付与する。</p> <p>(1) 今年度末の許可更新の際に、名義貸しの事実を申告するなど、所定の手続きを行った者については、営業者の生活再建に必要な期間（最長 3 年）を付与する。</p> <p>(2) 次に該当したときは生活再建のための措置期間を終了し、処分を行う。</p> <p>① 生活再建の方法が確立できたとき（許可の取消し又は不更新） ② 名義人に対して屋台営業に関する金銭の支払いの事実が判明したとき（許可取消し）</p>
議事要旨	<p><b>【大野副市長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分手続きを進めるにあたっては、名義貸しの事実関係を十分に把握するとともに、警察等の関係機関と連携をとりながら取り組むこと。</li> </ul> <p><b>【中園副市長】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正化の取組みと並行して、屋台を貴重な観光資源として最大限に活用するため、公募の取組みについてもしっかりと進めること。</li> </ul>

**【貞刈副市長】**

- ・名義貸し処分のルールについては、屋台営業者や市民に対して、分かりやすく、納得のできるものを明示できるよう、しっかりと詳細を詰めること。

**【高島市長】**

- ・屋台については、市民や地域住民，観光客等から愛され，まちにぎわいや人々の交流の場を創出する装置としての役割を果たすことを基本理念としている。屋台営業の適正化は、この基本理念を達成するための取り組みであることを念頭に今後もしっかりと取り組むこと。